

(別紙1)特定個人情報の提供先			
提供先 No.	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下別紙1において「命令」という。)第三条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって命令第三条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって命令第六条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって命令第七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九条で定めるもの
7	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって命令第十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって命令第十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第十五条で定めるもの
9	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって命令第十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって命令第二十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第二十二条で定めるもの
11	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって命令第三十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第三十条で定めるもの
12	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第四十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第四十四条で定めるもの
15	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第五十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって命令第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第五十一条で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって命令第五十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第五十五条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先			
提供先 No.	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
18	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって命令第五十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって命令第六十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって命令第六十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって命令第六十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって命令第六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第六十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって命令第七十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第七十五条で定めるもの
26	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第七十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって命令第七十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第七十八条で定めるもの
28	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第八十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって命令第八十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第八十六条で定めるもの	地方税関係情報命令第八十六条で定めるもの
31	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって命令第八十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第八十八条で定めるもの
32	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって命令第八十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって命令第九十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって命令第九十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって命令第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第九十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって命令第九十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十四条で定めるもの
38	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって命令第九十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第九十八条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先			
提供先 No.	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって命令第百条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって命令第百八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百八条で定めるもの
41	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって命令第百十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第百十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百十七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって命令第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって命令第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百三十一条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって命令第百三十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって命令第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって命令第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百三十九条で定めるもの
49	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって命令第百四十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって命令第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって命令第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって命令第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって命令第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十六条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先			
提供先 No.	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
54	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって命令第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって命令第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって命令第百六十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって命令第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって命令第百六十三条で定めるもので定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第百六十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって命令第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって命令第百六十八条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって命令第百六十九条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十条で定めるもの

(別紙1) 特定個人情報の提供先

提供先 No.	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって命令第百七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって命令第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって命令第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって命令第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって命令第百七十五条で定めるもの	地方税関係情報であって命令第百七十五条で定めるもの

(別紙2)特定個人情報の移転先			
移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下別紙2において「命令」という。)第十三条で定めるもの
2	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって命令第十五条で定めるもの
3	社会福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって命令第十七条で定めるもの
4	子ども未来部保育・幼稚園課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって命令第二十二条で定めるもの
5	子ども未来部子ども相談センター	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって命令第二十二条で定めるもの
6	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって命令第三十条で定めるもの
7	社会福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第四十四条で定めるもの
8	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって命令第五十五条で定めるもの
9	健康福祉部国民健康保険課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第七十一条で定めるもの
10	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって命令第七十八条で定めるもの
11	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第八十三条で定めるもの
12	健康福祉部健康長寿課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって命令第八十八条で定めるもの
13	健康福祉部健康長寿課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって命令第八十九条で定めるもの
14	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって命令第九十条で定めるもの
15	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって命令第九十一条で定めるもの
16	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって命令第九十二条で定めるもの
17	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第九十三条で定めるもの
18	社会福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって命令第九十四条で定めるもの
19	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって命令第九十八条で定めるもの
20	子ども未来部子育て支援課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって命令第百八条で定めるもの
21	健康福祉部医療給付課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第百十七条で定めるもの
22	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第百二十六条で定めるもの
23	社会福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって命令第百二十七条で定めるもの
24	健康福祉部介護保険課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって命令第百三十四条で定めるもの
25	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって命令第百三十九条で定めるもの
26	社会福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって命令第百四十六条で定めるもの
27	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって命令第百四十六条で定めるもの
28	子ども未来部保育・幼稚園課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
29	倉敷市保健所保健課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって命令第百六十条で定めるもの
30	社会福祉部臨時特別給付金室	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第3項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって命令第百六十二条で定めるもの

(別紙2)特定個人情報の移転先			
移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
31	社会福祉部生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の1項の第二欄に掲げる事務（生活に困窮する外国人に対する 生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの）
32	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の2項の第二欄に掲げる事務（倉敷市営再開発住宅条例第2条第 2項の規定により倉敷市営住宅条例第6条の規定を準用して入居させる者に係る 再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの）
33	建築部住宅課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の3項の第二欄に掲げる事務（倉敷市営都市計画住宅条例第2条 第2項の規定により倉敷市営住宅条例第6条の規定を準用して入居させる者に係 る都市計画住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの）
34	社会福祉部障がい福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の4項の第二欄に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であって規則で定めるもの）
35	健康福祉部医療給付課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の5項の第二欄に掲げる事務（倉敷市重度心身障害者医療費給 付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの）
36	健康福祉部医療給付課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する 条例第4条第2項	左記条例別表第2の6項の第二欄に掲げる事務（倉敷市ひとり親家庭等医療費給 付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの）